

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A病院（以下「事業場」という。）に雇用され、看護師として就労していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日から、同病院に勤務する看護部副主任以上の管理者を対象とする1泊2日の研修会に参加していたところ、同月〇日午前〇時頃、研修施設内の風呂に浮いているところを発見され、その後死亡が確認された（以下「本件災害」という。）。死体検案書によると、直接死因：「溺死」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等：「酩酊状態で入浴時転倒、前額打撲し浴槽内で溺水」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求代理人は、被災者の行為が恣意的であるかどうかについて再検討を行って原処分を取り消すよう求めている。

(2) 被災者は業務の一環として研修施設で開催された研修に参加するため、出張を命じられたものであり、研修参加中に研修施設内で発生した本件災害は、出張中に発生したものと認められる。

(3) 出張中の業務災害の判断に当たっては、積極的な私用・私的行為・恣意行為等にわたるものを除き、それ以外は一般に出張に当然又は通常伴う行為とみて、業務遂行性を認めるのが相当であるとされていることから、本件災害が被災者の積極的恣意行為に起因するものであるかについて、以下検討する。

ア 被災者は、研修終了後の午後5時から開催された懇親会に参加して飲酒を開始し、5時間が経過した午後10時頃には懇親会に参加した者の大半が懇親を終了して部屋に戻り、研修の責任者であるB看護部長も午後10時30分頃には懇親会会場から退出している。しかしながら、被災者はその後も少人数の同僚と飲酒を続け、最後はC主任と午前1時くらいまで飲んでいたことが認められる。結局、約8時間の長時間にわたって飲酒し続けていたものである。

このような長時間に渡る飲酒は、出張に当然又は通常伴う行為であるとみることとはできず、特に実質的に懇親会が終了したと考えられる午後10時頃以降翌日の午前1時頃までの間の飲酒は、被災者の積極的な恣意的行為であ

り、業務遂行性が失われているものと判断する。

イ 被災者は午前1時以降に露天風呂に入浴したものと推測され、午前2時頃に浴槽内で溺死したものであるところ、死体検案書において、手段及び状況の欄に「酩酊状態にて入浴しようとして転倒、前額部打撲し浴槽内で溺水したと思われる。」と記載されている。

また、被災者の血中アルコール濃度については、死体調査等結果書において、「心臓血1mlあたり2.93mgのアルコール（エタノール）を検出」と記載されており、これは0.293%に相当することから、この数値を血中アルコール濃度と酔いの症状に記載された区分に当てはめてみると、泥酔期に近い酩酊期であったことが認められる。

ウ したがって、当審査会としては、本件災害は、被災者の恣意的行為によって積極的に自ら招いた災害であって、業務起因性は認められないと判断する。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。